ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省 大分労働局
Ministry of Health, Labour and Welfare
Oita Labour Bureau
Press Release

令和５年 10 月 16 日
【照会先】
大分労働局労働基準部監督課
監 督 課 長　松島　昌彦
監察監督官　糸永　教行
電話　０９７（５３６）３２１２

報 道 関 係 者　各位

１１月は「過労死等防止啓発月間」です

～過労死等防止対策推進シンポジウムや過重労働解消キャンペーンなどを実施します～

大分労働局（局長　佐藤（さとう）　広道（ひろみち））では、11 月の「過労死等防止啓発月間」に、過労死等防止対策シンポジウムや過重労働解消キャンペーンなどの取組を行います。この月間は「過労死等防止対策推進法」に基づくもので、過労死等を防止することの重要性について国民の自覚を促し、関心と理解を深めるため、毎年 11 月に実施しています。

「過労死等」とは･･･業務における過重な負荷による脳血管疾患もしくは心臓疾患を原因とする死亡、もしくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡またはこれらの脳血管疾患、心臓疾患、精神障害をいいます。

【取組概要】

１　「過労死等防止対策推進シンポジウム」の開催

参加費無料

過労死等をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に向け、シンポジウムを開催します。本シンポジウムでは、有識者や過労で亡くなられた方のご遺族にもご登壇をいただき、過労死等の現状や課題、防止対策について考えます。

是非、ご参加くださいますようお願い申し上げます。

日時等の概要は以下のとおりです（詳細は別紙１のチラシをご確認ください）。

日　　時　令和５年 11 月 14 日（火）14：00～16：00（受付 13：00～）
会　　場　全労済ソレイユ　カトレア７階（大分市中央町４丁目２番５号）
プログラム　１　基調座談会
「九州の過労死事案の現場から
～未来に向けて何が出来るかを考える～」
話し手　光永 享央氏（光永法律事務所）
聞き手　藤﨑 千依氏（大分フラワー法律事務所）
２　「過労死ご遺族による体験談発表」

２　過重労働解消キャンペーンの実施

過労死等につながる過重労働などへの対応として、長時間労働の是正や賃金不払残業などの解消に向けた重点的な監督指導や、全国一斉の無料電話相談「過重労働解消相談ダイヤル」などを行います（詳細は次ページや別紙２，３のリーフレット等をご確認ください）。

（１） 労使の主体的な取組を促進します

使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発等について、協力要請を行います。

（２） ベストプラクティス企業との意見交換を実施します

大分労働局長が管内企業の経営トップ等との意見交換により、長時間労働削減に向けた積極的な取組事例を収集・紹介します。

（３） 過重労働が行われている事業場などへの重点監督を実施します

長時間労働が行われていると考えられる事業場等に対して、重点的に監督指導を行います。

（４） 過重労働相談受付集中期間における「過重労働解消相談ダイヤル」を開設します

11 月３日(金・祝)を特別労働相談受付日として、「**過重労働解消相談ダイヤル**」(無料)を全国一斉に実施し、過重労働をはじめ労働条件全般にわたり、都道府県労働局の担当官が相談に応じます。

また、11 月１日・２日・３日・６日・７日を過重労働相談受付集中期間とし、大分労働局及び大分県下の労働基準監督署のほか、「労働条件相談ほっとライン」で相談をお受けしています。

過重労働等に関する悩みや疑問について、お気軽にご相談ください。

■ 過重労働解消相談ダイヤル

相談無料

電話番号：０１２０－７９４－７１３（なくしましょう　長い残業）（フリーダイヤル）

実施日時：令和５年 11 月３日（金・祝） ９：00～17：00

■ 大分労働局及び各労働基準監督署（開庁時間　平日８：30～17：15）

■ 労働条件相談ほっとライン【委託事業】

電話番号：０１２０－８１１－６１０（はい！　ろうどう）（フリーダイヤル）

実施日時：平日 17：00～22：00、土日・祝日９：00～21：00

別紙1

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

大分会場

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

過労死等防止対策推進シンポジウム

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ

近年、働き過ぎやパワーハラスメント等の労働問題によって多くの方の尊い命が失われ、
また心身の健康が損なわれ深刻な社会問題となっています。
本シンポジウムでは有識者や過労死で亡くなられた方のご遺族等にもご登壇をいただき、
過労死等の現状や課題、防止対策について考えます。

参加無料
《事前申込》

日時
2023年11月14日(火)
14:00～16:00 (受付13:30～)

会場
全労済ソレイユ カトレア 7階
(大分県大分市中央町4丁目2番5号)

▼特設ホームページはこちら▼
過労死等防止対策推進シンポジウム　検索

二次元バーコードを読み込んで下さい。

主催：厚生労働省
後援：大分県、日本労働組合総連合会大分県連合会、大分県労働組合総連合、大分県弁護士会、大分県社会保険労務士会、
一般社団法人大分県労働基準協会、大分県経営者協会、大分県中小企業団体中央会、
独立行政法人労働者健康安全機構大分産業保健総合支援センター、大分県商工会議所連合会、大分県商工会連合会（順不同）
協力：過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護団全国連絡会議

大分会場

プログラム

[主催者挨拶] 大分労働局労働基準部監督課

[基調座談会]「九州の過労死事案の現場から
～未来に向けて何が出来るかを考える～」

話し手 **光永 享央** 氏（光永法律事務所）

聞き手 藤﨑 千依 氏（大分フラワー法律事務所）

[過労死ご遺族による体験談発表]

光永 享央 氏
光永法律事務所

2000年3月　一橋大学社会学部 卒業
2002年3月　某教育関連企業を退職し、司法試験の勉強をゼロから開始
2005年11月　旧司法試験合格
　実務修習地：大分
2007年9月　福岡県弁護士会にて弁護士登録
　福岡第一法律事務所入所
2013年1月　光永法律事務所開設
　数多くの過労死等事件を担当

会場のご案内

全労済ソレイユ カトレア 7階
（大分県大分市中央町4丁目2番5号）

・JR大分駅より 徒歩10分
・大分バス「末広バス停」より　徒歩3分
・大分交通「OASISひろば21バス停」より　徒歩1分

※会場に駐車場はございませんので、公共交通機関でお越しください。

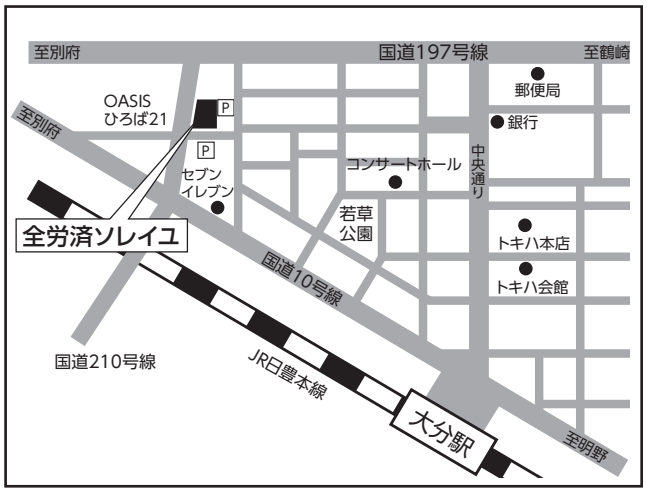

参加申込について

▶会場の都合上、事前申し込みをお願いします。
▶申し込みは Web または FAX でお願いします。
▶受付番号を発行いたします。当日会場受付にて受付番号をお知らせください。
▶定員になり次第締め切りとさせていただきますのでご了承ください。
▶定員超過の場合は、電話またはメールでご連絡いたします。
▶連絡先の TEL か E-mail のどちらかは必ずご記入ください。
▶参加（証明）書の発行はいたしておりません。予めご了承ください。

◎Webからの申し込み

二次元バーコードを読み込んで下さい。

▼ 特設ホームページはこちら
過労死等防止対策推進シンポジウム 検索
https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo

●以下の参加申込書に必要事項を記載の上、FAXをお願いいたします。　**FAX番号 03-6264-6445**
●下記の「個人情報の取扱いについて」に同意の上、ご記入ください。 →□同意しました。

過労死等防止対策推進シンポジウム［参加申込書］

●次の該当する□に✔をお願いいたします。

□ 経営者　□ 会社員　□ 公務員　□ 団体職員　□ 教職員　□ 医療関係者　□ 弁護士
□ 社会保険労務士　□ パート・アルバイト　□ 学生　□ 過労死等の当事者・家族
□ その他 ［　　］

お名前 5名以上のお申込みは、別紙（様式自由）にてFAXしてください。	ふりがな	ふりがな
	ふりがな	ふりがな
連絡先	●TEL：	●FAX：
	●E-mail：	
企業・団体名		

シンポジウムの内容について事前に質問がある方はご記入ください。　※質問には全てお答えできるわけではございません。

「個人情報の取扱いについて」　・ご記入いただいた事項は、過労死等防止対策推進シンポジウムの申込受付業務を目的として使用します。・他の目的ではご本人の同意なく第三者に提供をいたしません。・委託運営株式会社プロセスユニークの「個人情報保護方針（https://www.p-unique.co.jp/hp/privacy.html）」に従い適切な保護措置を講じ、厳重に管理いたします。

（お問い合わせ先）厚生労働省シンポジウム事業受託事業者 株式会社プロセスユニーク
電　話：0570-087-555
E-mail：karoushiboushisympo@p-unique.co.jp

厚生労働省では、過重労働解消キャンペーン期間中、次の取組を実施します

01 労使の主体的な取組を促します

使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発等について、協力要請を行います。

02 労働局長によるベストプラクティス企業との意見交換を実施します

都道府県労働局長が管内企業の経営トップとの意見交換により、長時間労働削減に向けた積極的な取組事例を収集・紹介します。

03 過重労働が行われている事業場などへの重点監督を実施します

長時間労働が疑われる事業場等に対して、重点的に監督指導を行います。

04 労働相談を実施します

相談無料

11月3日（金・祝）を特別労働相談受付日として、「過重労働解消相談ダイヤル」（無料）を全国一斉に実施し、過重労働をはじめ労働条件全般にわたり、都道府県労働局の担当官が相談に応じます。

令和5年11月3日（金・祝）9時～17時　0120-794-713（なくしましょう　長い残業）

11月1日・2日・3日・6日・7日を過重労働相談受付集中期間とし、都道府県労働局・労働基準監督署のほか、「労働条件相談ほっとライン」で相談をお受けしています。

相談窓口の詳細　https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/soudan/

05 過重労働解消のためのセミナーを開催します

参加費無料

事業主や人事労務担当者などを対象として、10月から1月を中心に、「過重労働解消のためのセミナー」【委託事業】を開催します（無料でどなたでも参加できます）。

＊詳細は専用ホームページをご覧ください。

専用ホームページ　https://kajyu-kaisyou-zenkiren.com/

「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します

参加費無料

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に向け、過労死等とその防止について考えるシンポジウムを、11月の過労死等防止啓発月間を中心に開催します。

＊全国47都道府県で全48回開催（無料でどなたでも参加できます）。詳細は専用ホームページをご覧ください。

専用ホームページ　https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo/

11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者への「しわ寄せ」を生じさせないよう、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう。

「しわ寄せ」防止特設サイト　https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/

11月「過労死等防止啓発月間」に「過重労働解消キャンペーン」を実施します!

労働基準監督官が相談をお受けします。

無料　令和5年11月3日（金・祝）9時～17時

過重労働解消相談ダイヤル　0120-794-713（なくしましょう　長い残業）

※全国どこからでも利用できます（スマートフォンからでも無料）※匿名でもOK

過重労働解消キャンペーン　検索

11月1日・2日・3日・6日・7日は、過重労働相談受付集中期間です

都道府県労働局・労働基準監督署のほか、「労働条件相談ほっとライン」にご相談ください。

労働条件相談ほっとライン（厚生労働省委託事業）　0120-811-610（はい！　ろうどう）

月～金　17:00～22:00
土日・祝日　9:00～21:00

別紙2

厚生労働省（ひと、くらし、みらいのために）Ministry of Health, Labour and Welfare　都道府県労働局　労働基準監督署

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です

「**過労死等防止対策推進法**」では、11月を「**過労死等防止啓発月間**」としています。このため、厚生労働省では、その一環として「**過重労働解消キャンペーン**」を**11月に実施**し、長時間労働の削減等の過重労働解消に向け、集中的な周知・啓発等に取り組むこととしています。

知っていますか?

労働時間の現状をみると、週の労働時間が60時間以上の労働者の割合は近年低下傾向であるものの、労働者全体の5%以上となっており、いまだ長時間労働の実態がみられます。また、脳・心臓疾患が業務上によるものと認められた労災支給決定件数についても、依然として高い水準で推移しています。近年では、仕事上の強いストレスが原因となってうつ病などの精神障害を発病し、それが労災と認められる件数も年々増加しています。

長時間労働が健康に与える影響は?

長時間にわたる過重な労働は疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因です。具体的には、時間外・休日労働が月45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強まります。

(右の図は、労災補償に係る脳・心臓疾患の労災認定基準の考え方の基礎となった医学的検討結果を踏まえたものです。)

過重労働と健康リスクとの関連性

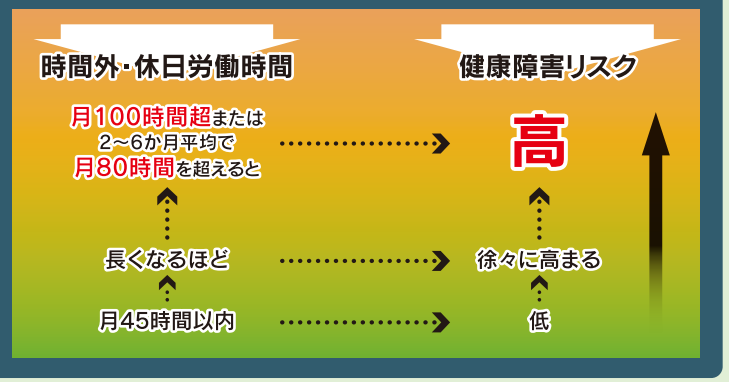

確かめよう労働条件

働く人や事業主、人事労務担当者の方向けに、労働基準関係法令などの知っておきたいルールや、労務管理の改善に役立つ情報などを掲載している労働条件に関する総合サイトです。時間外・休日労働、年次有給休暇、労働者の健康管理など、併せてチェックしてみてください。

たしかめたん

確かめよう労働条件サイト　https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/

働き方・休み方改善ポータルサイト

企業の皆様に、自社の社員の働き方・休み方の見直しや改善に役立つ情報を提供するサイトです。企業・社員の方が「働き方・休み方改善指標」を活用して自己診断をしたり、企業の取組事例を検索して参考にすることができます。豊富な取組事例の中から、過重労働を防止するための方策や取組のヒントを取り入れ、自社内の取組にぜひご活用ください。

働き方・休み方改善ポータルサイト　https://work-holiday.mhlw.go.jp/

過重労働による健康障害を防止するために

01 時間外・休日労働時間を削減しましょう。

◆労働基準法で定められている時間外労働の上限規制(→右枠参照)は必ず守ってください。
◆時間外労働は本来、臨時的な場合にのみ行われるものです。時間外・休日労働を行わせる場合の労使協定(36協定)の締結に当たっては、その内容が指針(※1)に適合したものとなるようにしてください。
◆労働時間を適正に把握(※2)してください。

時間外労働の上限

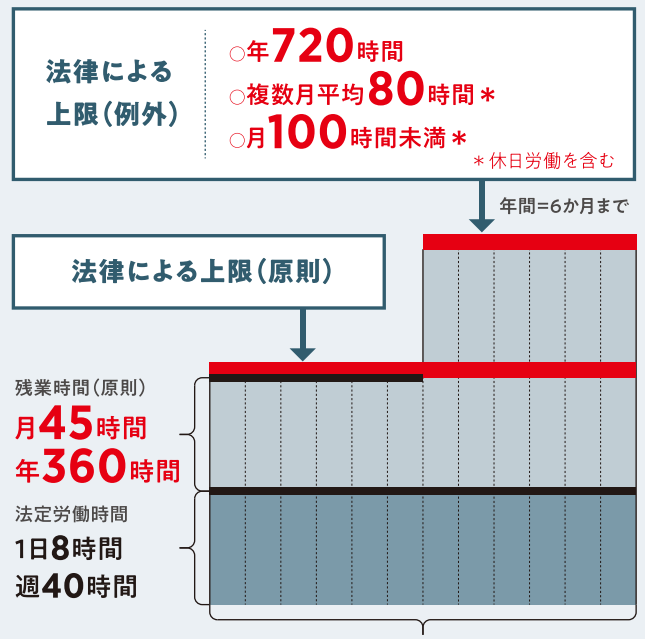

02 年次有給休暇の取得を促進しましょう。

◆年次有給休暇を確実に取得させるため、年5日については、時季を定めて労働者に与えなければなりません。
◆年次有給休暇の計画的付与制度の活用や休暇を取得しやすい職場環境の整備に取り組みましょう。

03 労働時間等の設定を改善しましょう。

◆勤務間インターバル制度(※3)をはじめとした労働時間等の設定の改善に努めましょう。
◆具体的な措置の内容は、労働時間等見直しガイドラインを確認しましょう。

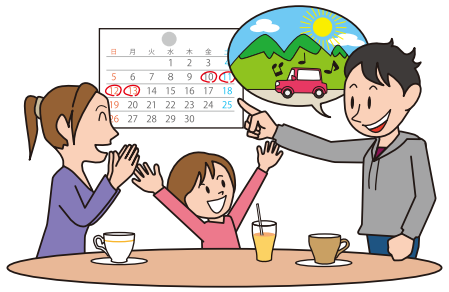

04 労働者の健康管理に係る措置を徹底しましょう。

◆健康管理体制(産業医、衛生管理者・衛生推進者等の選任、衛生委員会等の設置等)を整え、健康診断を実施し、必要な事後措置を講じてください。
◆時間外・休日労働時間が1月当たり80時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる労働者が申し出た場合は、医師による面接指導を実施しなければなりません。
◆指針(※4)に基づき、職場でメンタルヘルス対策にも取り組んでください。

※1「労働基準法第三十六条第一項の協定で定める労働時間の延長及び休日の労働について留意すべき事項等に関する指針」(平成30年厚生労働省告示323号)
※2「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」(厚生労働省、平成29年1月)
※3 終業時刻から次の始業時刻の間に、一定時間以上の休息時間(インターバル時間)を確保する仕組み
※4「労働者の心の健康の保持増進のための指針」(平成18年、厚生労働省、健康保持増進のための指針公示3号)

別紙3

しごとより、いのち。

仕事は本来、やりがいや生きがいを生み出し、
人生を豊かにしてくれるもの。
だからこそ、働き過ぎやストレスで心や体の健康を損なうのは
絶対にあってはならないことです。
すべての人が健康で、
毎日イキイキと働き続けられる社会へ。
みんなで一緒に考えてみませんか。

過労死をゼロにし、健康で充実して
働き続けることのできる社会へ。

STOP! 過労死

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚生労働省ホームページ▶ https://www.mhlw.go.jp

詳しい情報や相談窓口はこちら
厚労省　過労死防止　検索

労働条件や健康管理に関する相談窓口等一覧

労働条件等に関するご相談は・・・

お近くの都道府県労働局労働基準部監督課、労働基準監督署、
総合労働相談コーナーにご相談ください。（開庁時間　平日8：30～17：15）

●労働条件相談ほっとライン（電話相談）

労働条件に関することについて無料で相談に応じています。
日本語の他、13言語に対応しています。
"Labour Standards Advice Hotline" Foreign language support is also available.

0120-811-610

平日／17：00～22：00　土・日・祝日／9：00～21：00（12/29～1/3を除く）

●確かめよう労働条件（ポータルサイト）

労働条件や労務管理に関するQ&Aを、労働者やそのご家族向け、事業主や人事労務担当者向けにその内容を分けて掲載しています。

https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/

ハラスメントに関するご相談は・・・

●総合労働相談コーナーのご案内

パワーハラスメントについての相談はこちら。

http://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html

●都道府県労働局雇用環境・均等部（室）一覧

セクシュアルハラスメントなどの相談はこちら。

https://www.mhlw.go.jp/content/000177581.pdf

●あかるい職場応援団（ポータルサイト）

ハラスメント対策に役立つ情報の提供を行っています。

https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/

職場における健康管理やメンタルヘルス対策に関するご相談は・・・

●こころの耳電話相談

メンタルヘルス不調や過重労働による健康障害に関することについて無料で相談に応じています。

0120-565-455

月・火／17：00～22：00　土・日／10：00～16：00（祝日及び年末年始を除く）

メール相談　24時間受付
SNS相談　月・火 17：00～22：00 / 土・日 10：00～16：00（祝日及び年末年始を除く）

●こころの耳（ポータルサイト）

こころの不調や不安に悩む働く方、職場のメンタルヘルス対策に取り組む事業者の方をはじめ、ご家族の方、部下を持つ方、支援者の方など、さまざまな立場の方に役立つ情報やコンテンツを掲載しています。　https://kokoro.mhlw.go.jp/

●まもろうよこころ

もしもあなたが悩みや不安を抱えて困っているときには、気軽に相談できる場所があります。匿名でも大丈夫です。電話でもSNSでも大丈夫です。

https://www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro/

過労死の防止のための活動を行う民間団体の相談窓口

▶過労死等防止対策推進全国センター

https://karoshi-boushi.net/

▶過労死弁護団全国連絡会議

（過労死110番全国ネットワーク）

https://karoshi.jp/

▶全国過労死を考える家族の会

https://karoshi-kazoku.net/

参加無料

過労死等防止対策推進シンポジウム

11月を中心に、全国47都道府県、48か所で開催しています。

お問い合わせ先　専用ナビダイヤル（月～金 9:00～17:30）**0570-087-555**

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。